

## 入 札 公 表 書

明日香村が発注する下記の業務について、物品調達等条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告します。

令和4年5月23日

明日香村長 森川 裕一

### 第 1 入札に付する業務

- |                   |                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業 務 番 号       | 令和4年度 第337号                                                                    |
| (2) 業 務 名         | 道路維持管理業務委託                                                                     |
| (3) 業 務 場 所       | 明日香村大字畑地内 他                                                                    |
| (4) 業 務 種 別       | 役務提供・土木一式                                                                      |
| (5) 業 務 概 要       | 道路除草<br>1回目 A=25,000㎡<br>2回目 A=11,400㎡<br>排水施設清掃<br>1回目 L=1,580m<br>2回目 L=630m |
| (6) 業 務 期 間       | 契約締結日の翌日から 令和4年10月28日 まで                                                       |
| (7) 最 低 制 限 価 格   | 設定なし                                                                           |
| (8) 低 入 札 価 格 調 査 | 適用なし                                                                           |
| (9) 入 札 保 証 金     | 免除                                                                             |
| (10) 支 払 条 件      | 前金払・中間前金払 なし<br>部分払 なし                                                         |

### 第 2 入札参加資格

明日香村入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 明日香村内に本店を有していること。
- (3) 明日香村の競争入札参加資格を有し、「役務提供（草刈・清掃・防除類）」又は「土木一式」に登録があること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 入札参加希望者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### 第 3 仕様書等の頒布

この業務に係る仕様書等は、明日香村公式ホームページ (<http://www.asukamura.jp/>) において公表します。

### 第 4 仕様書等に関する質疑回答

- (1) 仕様書等に関して質疑があるときは、質疑応答書（明日香村のホームページからダウンロードしてください。）により下記の期間及び方法で提出して下さい。  
期 間 公告日から5日間（休日を含む。）  
午前9時から正午まで  
方 法 ファックス（ファックス番号 0744-54-9030）により提出して下さい。  
その他 指定する日時及び方法によらない質疑には回答いたしません。
- (2) (1)の質疑については、6月1日（水）に回答するものとし、回答は、明日香村役場の入札揭示板に掲示します。

## 第5 入札書等の郵送方法

入札参加希望者は、入札書（明日香村のホームページからダウンロードしてください。）を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日（令和4年6月13日（月））までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担とします。

## 第6 開札日時、場所及び傍聴方法

- (1) 開札は、下記の日時及び場所で行います。  
日時 令和4年6月14日（火） 午前10時15分  
明日香村役場 東館2階 会議室A・B
- (2) 開札の傍聴を希望される方は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき、開札日前日の午後5時までに総務財政課に申込みをして下さい。傍聴は先着順とし、定員（5人）になり次第締め切ります。また、入札をした者が傍聴の申込みをした場合は、開札立会人を依頼することがあります。

## 第7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札
- (4) 指定された入札方法によらない入札
- (5) 期限までに到達していない入札
- (6) 入札に関し不正な行為をした者が行った入札
- (7) 明日香村郵便入札心得第8条に該当する入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 第8 入札の事後公表

入札の結果については、役場の入札掲示板への掲示及び明日香村のホームページへの掲載で公表します。

## 第9 その他

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を減算した金額を入札書に記載するものとします。
- (2) 入札回数は1回とします。
- (3) 書類は、原則としてA4判とします。
- (4) この公告に定めのない事項については、明日香村契約規則、明日香村物品調達等条件付き一般競争入札実施要領、明日香村郵便入札心得及び関係法令等によるものとします。